



テーマ ドイツにおける移民及び難民受け入れの歩み — 過去 10 年を振り返って

久保山 亮  
専修大学兼任講師

## はじめに—「移民労働者大国」としてのドイツ、「移民大国」へ向かうドイツ

ドイツの移民政策といえば、1950年代から1970年代にかけて移民労働者(ガストアルバイター)を大量に受け入れて、石油危機とアメリカのドル危機による景気後退で、受け入れを停止し、彼らは失業したにもかかわらず、帰国せず、家族を呼び寄せて、定住に至り、彼らの存在は大きな社会問題となり、ドイツはこの教訓を生かして、厳しい入国管理政策を敷くようになったという「ストーリー」を信じている方も多いかも。そういう方には、今年8月末のメルケル首相による、EU加盟国間で定められているダブリン規則の棚上げによるシリア難民の寛容な受け入れは意外に思えたかもしれない。しかしこの「ストーリー」は日本の移民受け入れ拡大に嫌悪感を示す人たちによって造られた「神話」に過ぎない。

第一に、ドイツに残った移民労働者は全体の4分の1にも満たない。1955年から1973年までの間に約1400万人のガストアルバイターがドイツへ呼び寄せられたが、その大部分にあたる約1100万人が出身国へ戻ったことがわかっている<sup>1</sup>。わずか300万人の労働者が家族を呼び寄せて、定住に成功したに過ぎないのである。また家族の呼び寄せと定住化は、遅くとも1960年ごろには進んでいた。1964年には少なくとも約3万5000人の外国人児童がいたことがわかっており、1965年の連邦労働省の報告書では、移民労働者世帯の住宅供給や子どもの学校教育が議論されていた。第三に、ガストアルバイターの受け入れには、政府による公式の募集だけでなく、企業からの指名採用という個別ルートがあり、このルートを通して、移民労働者の連鎖移民が起こり、ガストアルバイターの公式の受け入れ停止の後も、このルートを通じての労働移民は続き、トルコ人を含む多くの移民労働者が、1970年代も1980年代もドイツへ渡っていた。1980年代のデタントで、独自の東方外交を進めたドイツは、ポーランドやハンガリーと建設業などで就労する業務請負の形で移民労働者受け入れの協定を結んでいる。またギリシャやポルトガルも加盟した欧州共同体の諸国からも「労働者の自由移動」の制度を利用して移民労働者が来ていた。要するに、1973年のガストアルバイター受け入れ停止後も、ドイツは移民労働者受け入れを続けていたのである。ガストアルバイター受け入れ停止の理由も、OECDの1974年の報告書が「政治的決断」だったと結論づけているように、経済合理性に基づくものではなく、移民労働者の増大による外国人人口の大きさや外国人住民の増えた自治体からの圧力が主な原因だったことがわかっている。1970年代には移民労働者の需要が旺盛だったこともドイツの産業社会学者たちが確かめている。

ドイツは19世紀後半から途切れることなく移民労働者を受け入れ続けてきた「移民労働者大国」なのである。また、ドイツは憲法に、政治的迫害を受けた難民を保護する義務を規定している世界でもまれにみる難民受け入れに積極的な国である。現在大量の難民の受け入れに直面しているが、実はドイツにとっては、これは初めてのことでない。例えば、戦後期に、元捕虜や元強制労働者

など約 700 万人の戦争難民 (displaced persons) を社会に抱え込み、東欧諸国から追放されたドイツ系植民の子孫たち約 1650 万人の難民、さらには東ドイツからの 100 万人以上の難民という、途方もない数の難民を受け入れ、社会に統合させた経験をもっている。

その結果として、現在のドイツは人口の 5 人に 1 人は移民としての背景をもつとされ、若者では 3 人に 1 人が移民としての背景をもつようになった。最近では一定条件のもとで二重国籍も認めるようになり、ドイツでは今や、留学生や難民庇護申請者を除く外国人の子どもは、親が 8 年以上ドイツに居住していれば、出生と同時にドイツ国籍を与えられており、今後、移民の背景をもつ人の割合はさらに増えることになり「移民大国」となっていくことは間違いない。

本稿では、そうしたドイツが、近年、入国管理政策改革を進め、日本同様に進む人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるべく、高度人材の受け入れを積極的に進めていることを報告し、またシリア難民をめぐる、最近の難民受け入れ政策にも触れておきたい。

## 2004 年の移民制御法—入国管理政策改革の始まり

ドイツが、ガストアルバイターの公式的な受け入れを停止した後も、移民労働者の受け入れは続いていたことは既に述べた。とはいえ、募集停止例外法令という法律をつくり、企業が移民労働者を雇うにあたって、制限や面倒な手続きを課していた。また、移民の社会統合は、一部の大都市などを除いて、連邦政府も自治体も福祉団体任せで、政策としてはなおざりにされていた<sup>2</sup>。この状況を打開するきっかけとなったのは、社会民主党と緑の党の連立政権が 2000 年に打ち出した時限的措置であるいわゆるグリーンカード計画である。前の保守政権が 1990 年に敷いた外国人法では、ニューカマーの移民労働者は永住も家族同伴も認められていなかったが、この計画により受け入れられた IT 技術者には永住権取得への道も開かれ、家族同伴も認められていた。これをきっかけに、世論や経済界で移民政策改革への機運が盛り上がり、政権は、改革に動き、2004 年に移民制御法 (Zuwanderungsgesetz) を成立させた<sup>3</sup>。

この法では、初めて連邦政府が移民の統合政策に乗り出すことになり、連邦政府の予算により、地域の語学学校や市民大学講座に委託される統合講習の制度が設けられた。庇護申請者や留学生を除くニューカマーの移民は、600 時間のドイツ語講習と 30 時間のドイツの文化、法律、社会知識、諸制度を、1 時間 1 ユーロという格安の費用で学ぶ権利を与えられている。外国人局が、ドイツ語能力が不足しているとみなした移民にはこの講習の受講が義務づけられ、講習への参加を怠ったり、講習で一定の成果をあげられない場合は、滞在許可の更新を判断する際にマイナスの材料となったり、福祉給付の一部カットを受けたりすることがある。

この統合講習の導入と同時期に進んでいたのは、自治体でのそれまでは見られなかった、地域レベルでの外国人住民の社会統合への取り組みである。自治体や労働局などの行政や、外国人会議の代表、地元の経済団体や労働組合の代表、外国人への支援団体の代表らが集まって話し合う円卓会議の設置、EU の反差別指令を追い風とする反差別の条例や機関の設置などが、相次いで見られるようになった。以前には自治体の役所には見られなかった、多文化共生や移民の社会統合を担当する部局やセンターを設置する自治体も増えている。

移民制御法は、高度人材の獲得をめざして、ごく限られた範囲ではあるが、高所得などの条件を満たした一部の高度人材に入国当初から永住権を与える制度、(それまでは学業を終えれば、帰国する以外にはなかった) 留学生に求職のために 1 年間の滞在許可を交付する制度、一定条件 (1 億数千ユーロ以上の投資と 10 人以上の雇用) を満たした起業家に滞在許可を交付してドイツでビジネスを興してもらおう制度などを導入した。

## 続く入国管理政策改革

移民制御法は、もっと抜本的な改革を期待していた世論や関係者に失望感を与えた。しかしドイツの移民政策策定の中心となっている連邦内務省内部では、入国管理政策改革への意欲は失われていなかった。折しも、一時は10%を超すほど高かった失業率が、2008年には7.41%と2000年代後半になり下がり始めて、企業の雇用状況が改善を見せ始めたこと、また2000年代初頭まで10万人前後を数えていた難民庇護申請者の数が、同時期に2-3万人前後に激減するようになったことで、連邦政府内部では、将来の人口減少や技能人材不足をにらんだ入国管理政策改革が模索されるようになる。失業率の低下や難民数の激減が、改革を行うにあたって世論の抵抗や保守派を抑える環境を提供したということである<sup>4</sup>。改革はまず、国内法化を迫られていた、第三国出身の研究者の入国・滞在を容易にするEU指令の法制度化(2007年)に、ドイツの大学卒業者で、ドイツ国内で職を見つけた外国人への労働市場テストを廃止し、自動的に滞在許可を与える法改正、入国者数が伸び悩んでいる起業家移民への滞在許可交付の条件を緩和する法改正などを盛り込むことから始まった。

2年後の2009年には、改革への意志が明確に示された。第三国で大学を卒業した外国人にドイツでの滞在・就労を認める道を広く開き、起業家移民へのハードルをさらに下げた。またドイツには、難民としての地位を得られなかったが、何らかの理由で出身国へ送還できない難民らに対して、国外退去の猶予という形で「滞在黙認」という滞在資格を与えているが、定期的に滞在を更新しなければならぬなど極めて弱い立場に置かれている。国内人材の活用、人道的配慮という両方の観点から、この「滞在黙認」で居住している外国人に、就労歴などの一定条件を前提に、滞在許可を与えることになった。この改革で、連邦議会では与野党の議員たちが、さらなる移民政策改革へ乗り出してゆく姿勢を明確にした。

この同じ2009年に、EUが第三国出身の大卒者に、一定水準の年収(受け入れ国の平均年収の1.5倍)の仕事に就くことを条件に、1~4年の滞在許可を交付し、家族の同伴も認め、18か月後には別のEU加盟国に移って働くこともできるという、ブルーカード(と呼ばれる滞在資格)交付の指令を出した。2012年にドイツは国内法化するにあたり、EUの指令が定めたルールよりもリベラルな規則にし、EU指令にない新たな規制緩和も盛り込んだ。例えば条件は、その国の平均年収の1.5倍だったはずが、年収の下限を大幅に下げて、労組によればこのレベルの仕事にあたる人たちの賃金協約の半分の水準しかない額でよいことになった(月額およそ38万円)。EU指令にあったオプションとして実施可能だった労働市場テストも免除し、しかも年収下限に満たない場合は、労働市場テストを受ければよいことになり、配偶者のドイツ語能力も問わず(通常はドイツ語能力が十分でなければ統合講習を義務づけられる)、33か月の就労で永住権(ドイツ語能力があればわずか21か月で)を与えるという、EU指令を逸脱した破格の待遇で、第三国からの大卒者を迎えることになった。ドイツのこの優遇的なブルーカード規則に引き寄せられ、ドイツ経済の好調な伸びや官民共同で進める「第4次産業革命」計画と呼ばれる人工知能とインターネットによる生産工程の自動的な一括管理・稼働システムの開発の推進による大卒の高度人材需要もあって、2013年にはドイツでは、EU加盟国のなかでもトップの約1万4000人がブルーカードの交付を受けた(EU全体で約1万5000人だったので、9割以上がドイツへの移民で占められていたことになる)。

このEU指令の国内法化では、ブルーカードの導入以外にも、(1)ドイツの大学を卒業した外国人の求職期間を1年半に延長し、2年間就労すれば、永住権を与える、(2)起業家移民に課していた投資や雇用の条件を廃止(このためか、この規制緩和後、ドイツへの起業家移民は増加の一途をたどり、アメリカ人を中心に、ドイツで事業を興す若い外国人が増えている)、(3)第三国の大学を卒業した外国人に、ドイツで求職のための6か月間有効の滞在許可を与えるなどの規制緩和を行っ

た。求職のために滞在を認めるというのは、戦前からのドイツの入国管理政策の歴史のなかで、初めて、就労を目的としない（雇用契約を必要としない）滞在を認めるという、内務省の高官も「ドイツの移民政策のパラダイム転換」と呼ぶほどの革新的な試みだった。また大卒者には、入国後およそ1年半～2年半の滞在・就労で永住権を与えることになったわけで、ドイツは移民国型の政策に一步近づいたことになる。

ドイツは、大卒者の受け入れ緩和に満足せず、今度は、実業学校の卒業者や大学に行かず、職業訓練を受けて技能資格をもつ外国人、中堅技術者の受け入れにも乗り出す。翌年の2013年に、実業学校の卒業者もしくは中・高卒後に職業訓練を受けた外国人を対象に、出身国で2年以上の職業訓練を受けたことを条件に、ドイツでの就労への道を開いた。また、これら技能をもつ外国人や大卒の外国人を対象に、ドイツ国内での不足職種をリストアップして、これらの職種に関しては、労働市場テストなしで、簡便な手続きだけでドイツで就労できるようにした。2014年の職種リストを見ると、ドイツで最も需要のある各種の自動化技術の技術者や、建設現場での電気技術者などきめ細かく不足職種が並べられており、日本でも問題になっている看護職や高齢者介護職も含まれている。

ここで問題となるのは、出身国で取得した職業資格と、ドイツの職業資格とのミスマッチの問題である。ドイツ国内でも、出身国の資格を生かせず単純労働に就く外国人の存在が問題となっていた。ドイツはこの問題を解決し、さらに国内で眠っている外国人の技能資格を掘り起こして活用するために、2011年に職業資格認定法を制定し、外国で取得した技能資格や大卒資格が、ドイツの資格と見合うかどうかを審査し、資格水準がドイツの水準に見合わない場合は、追加の再教育・再訓練を施して、外国で取得した資格を認定する制度をつくった。外国人は出身国から、インターネットで自分の資格が、ドイツではどの資格に相当するのか、どのように申請するのかなどを調べることもできる。ただ、審査を申請するための書類や出身国の証明書類は完璧にそろえなければならず、今ドイツで増加している難民がこの資格認定審査の制度を利用できないという問題も起こっている。

## 技能・高度人材の直接募集に乗り出すドイツ

ドイツでは、後で述べるように、こうした規制緩和にもかかわらず、十分に高度・技能人材が集まっていない。そこで、これらの改革と並行して、ドイツは近年、EU域内の南欧・東欧諸国はもとより、EU域外のインドネシア、ベトナム、インド、チュニジアなどで、看護師や介護福祉士、大卒者、技能人材の直接募集や、説明会の開催、相談窓口の設置を積極的に行っている。ベトナム、インドネシア、中国、チュニジアなどからは、試験的に、看護師や介護福祉士、エンジニアを、現地のゲーティンスティテュート（半官半民のドイツ語学校）に協力してもらい、ドイツ語講習を受けさせた後、ドイツへ送り、追加の訓練を施し、就労してもらうというプロジェクトも実施されている。ドイツは今後、こうしたプロジェクトや直接募集の対象国を広げる方針である。

## まとめに代えて—理想と現実のギャップ、「移民国家」へ向かうドイツ

今まで述べてきた高度人材・技能人材への門戸開放をめざした入国管理政策改革は、第一義的には、人材不足よりは、将来の人口減少・進む少子高齢化への対策という意図が強い。移民を受け入れるなら、少しでも質の高い人材を今のうちから確保しておこうという戦略である。しかし、理想と現実にはギャップがあり、表1、図1が示すように、高度人材・技能人材を中心とした第三国からの移民は年間4万人に満たない程度で、ドイツへの移民の大部分は、EU域内の「労働者の自由移動」を利用した、東欧・南欧のEU加盟国からの移民労働者とその家族である。彼らの多くは（特

に東欧諸国からの移民労働者)、単純労働<sup>2</sup>に就いており、ドイツは単純労働をこうした他の EU 加盟国からの労働力で賄う形になっている。

ドイツのベルテルスマン財団の分析によれば、ドイツでは 2050 年までに、就業人口が、現在の 4500 万人から 2900 万人にまで(36%)減少することになり、これに伴う経済規模の縮小(企業活動の縮小や生産拠点の海外移転)や社会保険料の引き上げなどを避けるためには、EU 域外国からの移民受け入れ増加以外には解決策はないとしている。労働力不足を埋めるには、2050 年までの間、毎年 27 万 6000 人~49 万 1000 人の移民が必要で、現在少ない EU 域外国からの移民を増やす必要がある<sup>5</sup>。与党の保守政党の中からは幹事長らが、移民法を制定し、ポイント制度による大幅な永住移民受け入れを検討すべきという声も出ている。同じ与党、社会民主党も、ポイント制度により、初めから永住権を与える移民の受け入れには賛成しており、今後、ドイツが移民国型の政策を採用する可能性は十分にある。

そうしたなかで、昨年から今年にかけて、多くの難民の入国があった。一時は減少傾向にあった難民庇護申請者の数は 5 年前から増加傾向に転じたが、昨年から難民の数は一気に増大した。シリアからの難民は昨年でも難民庇護の認定率は 70%を超えているが、これは IS による迫害や恐怖支配、アサド政権からの反体制派や民主化運動への締め付け、政府軍、反体制派双方からの暴力、宗派間の対立など、難民条約での難民の定義に該当するケースが増えていることによる。難民の増加で、登録や審査などの業務が追いつかないため、連邦移民難民庁は、昨年 11 月 1 日、シリア難民に限り、個別審査をやめて、自動的に条約難民として認定する方針をとった<sup>6</sup>。また周知のように、今年の 8 月 25 日には連邦内務省は、最初に入国した EU 加盟国で庇護申請をすることを定めたダブリン規則を棚上げして、ドイツへ来ることを希望するシリア難民を全員受け入れることを決め、メルケル首相が 8 月 27 日に表明したわけである。

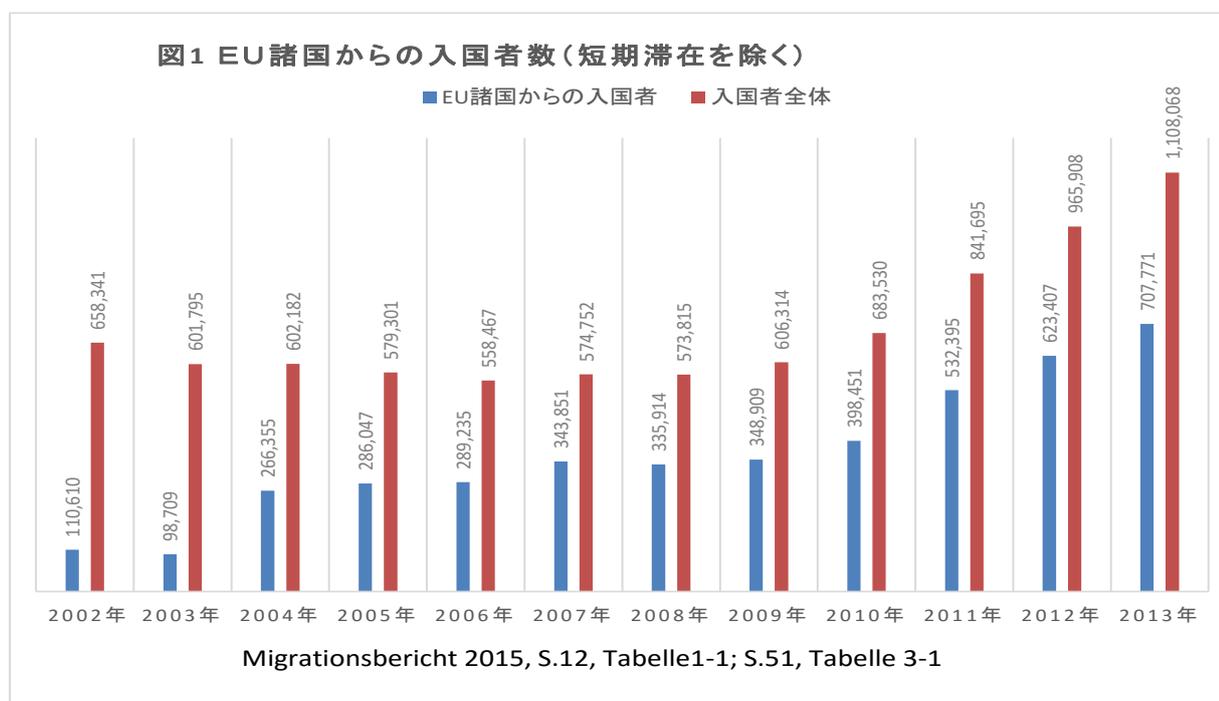
ドイツは、2015 年 12 月末時点でおおよそ 100 万人に達するという記録的な規模の難民を受け入れることになった。それでも、また国内で難民宿泊施設への襲撃や与党内部からの難民制限を求める声といった反難民的な動きがあってもなお、メルケル首相が頑として難民の受け入れを続ける意志を貫いているのは、冒頭でも書いたように、ドイツは 19 世紀後半から途切れなく移民労働者を受け入れ、挫折や葛藤を繰り返しながらも移民との共生の経験を積んできたからであり、過去に幾度となく大量の難民を受け入れて、困難を克服してきた経験に裏打ちされた自信があるからにほかならない。かつては高かった移民 2-4 世の中高校のドロップアウトの率は減少傾向を続けており、移民の自営業は増大の一途をたどり、ドイツ人に多くの雇用を提供しており、移民の社会統合は確実に進んでいる。日本が学ぶべきことは、移民の受け入れにあたって、ドイツが挫折や葛藤を経験しながら、彼らを社会に統合させてきたことであり、そうした避けて通れない挫折や葛藤を恐れないということである。日本は、移民を受け入れる準備がないといった声を聞くが、ドイツもそれは同じであり、葛藤や失敗を経て移民との共生に至ったことを忘れてはならない。

UNHCR の調べでは、ギリシャを経由して来るシリア難民には、高度人材や技能人材が多いとされているが、ドイツ国内からの報告では、ドイツにきたシリア難民のなかで、ドイツで即戦力となりうる高度人材や技能人材が占める割合は 2-3 割ほどだと言われている。このため、当面は職業訓練が必要となるが、難民たちはドイツ語学習や職業訓練、就労に高い意欲を示しており、彼らが今後、ドイツにとって望んでいた「移民」の代わりを果たすと思われる。そうした期待も経済界や専門家たちの間では高まっている。ドイツが今後「移民国家」、さらにはアメリカに次ぐ「移民大国」へと近づいてゆくのか、目が離せない。同じ戦争を体験し、同じように製造業中心の輸出主導型の経済大国の道を歩み、そして同じように人口減少・少子高齢化に直面する日本が、冒頭に挙げたような「神話」に惑わされず、ドイツの移民・難民受け入れの歩みから学ぶべきことは多い。

表1 ドイツへの近年の移民とその構成 (2005～2013年)

	EU加盟国からの移民	家族合流	ドイツ系帰国者	難民庇護申請者	季節労働者など短期の移民労働者	大卒者・技能移民を中心とする第三国からの移民労働者	留学生
2005	286,047	53,212	35,522	28,914	329,789	18,415	55,773
2006	289,235	50,300	7,747	21,029	303,429	30,188	53,554
2007	343,851	42,219	5,792	19,164	299,657	29,803	53,759
2008	335,941	39,717	4,362	22,085	285,217	30,601	58,350
2009	348,909	42,756	3,360	27,649	294,828	26,386	60,910
2010	398,451	40,210	2,350	41,332	293,711	29,768	66,413
2011	532,395	40,975	2,148	45,741	207,695	38,083	72,886
2012	623,407	40,843	1,820	64,539	3,593	38,745	79,537
2013	707,771	44,311	2,427	109,580		33,648	86,170

(Migrationsbericht 2015, S.51, Tabelle 3-1)



1 Gerster, J, Illusion oder realistisches Ziel? Ausländerintegration als wichtige Zukunftsaufgabe, in: Die Neue Ordnung, 42(4), 1988, S.269-80, hier S.272, zit. nach Bade, K, Homo Migrants Wanderungen: Aus und Nach Deutschland; Erfahrungen und Fragen, 1994, Essen, S.38.

2 久保山亮「ドイツにおける地方と地域の移民政策: 中間的組織の役割と“統合”から締め出される“グレーゾーン”の移民」庄司博史・南真木人編『移民とともに変わる地域と国家』国立民族学博物館出版部、2009年、pp.257-278 (ダウンロード <http://ir.minpaku.ac.jp/dspace/handle/10502/4001>)

3 この法律を「移住法や」「移民法」と呼び、この法律でドイツは「移民国家」になったとする見方があるが、ドイツ語では移民国家を含意する移民(移住)は、“Einwanderung”であり、この法律の名称で使

われている“Zuwanderung“は、単に人の移動を指す語に過ぎず、法律の正式名称は「人の移動 (Zuwanderung)を制限し、制御する法」である。英語で言えば単なる“Immigration Law“である。しかも当初案にはポイント制度などにより、「移民国家」のように永住権を付与する制度がふんだんに盛り込まれていたが、最終的に成立した法では、わずかな限られた高度人材に(年に数十人)永住権を与えるだけで、ドイツが「移民国家」になったとは言えない。統合講習を設けた点にしても、他のヨーロッパ諸国も導入しており、ドイツだけが「移民国家」になったという論理には疑問がある。

4 2014年9月の著者による内務省担当官たちへの聞き取りに基づく。

5 <http://www.sueddeutsche.de/politik/studie-der-bertelsmann-stiftung-deutschland-braucht-mehr-arbeitskraefte-aus-dem-ausland-1.2411672?reduced=true> (2015年3月27日閲覧)

6 2015年12月4日、連邦と州の内務大臣会議は、シリア難民について個別審査に戻すことを決めた。

T

## 執筆者紹介 :久保山 亮(くぼやま りょう)

1996年 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻修士課程修了

1998-1999年 横浜市病院協会看護専門学校非常勤講師

1999-2001年 ロータリー国際財団奨学金によりブレーメン大学国際・異文化間研究所留学

2002年 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻博士課程修了

2007年～2010年 国立民族学博物館共同研究員

2009年11月～2010年1月 ベルリン自由大学・ジョン・F・ケネディ研究所客員研究員

2011年 ビーレフェルト大学歴史学・社会学大学院博士課程修了

2013年～専修大学人間科学部社会学科兼任講師



### 主な著作：

- ・「非正規移民のシティズンシップ：ドイツの国家と市民社会はどう向き合ってきたか」石田勇治他編『現代ドイツの視座・第一巻』勉誠出版、近刊
- ・ *The Step by Step Change to Selective Immigration Policy: The Case of German Migration Policy in Last Decade*, (European Union Studies Association, Biannual Conference, the Panel “Evolutions in EU Migration Policies”, Boston, the USA, 05.03.2015).
- ・「5つの滞在正規化レジーム：ヨーロッパ15カ国とEUの正規化政策の比較」近藤敦他編『非正規滞在者と在留特別許可』2010年、日本評論社、251-302頁
- ・ *Four Paths of State's Approach to International Migration: Preliminary Outcomes of On-going analysis of Eleven European States' Cases within Historical Institutional Framework* (IMISCOE Annual Conference, Workshop “Coming Closer or Moving Apart?” The convergence vs. divergence of migration policies in Europe, 14.09.2010, Liège, Belgium)
- ・ *The Transformation from Restrictive to Selective Immigration Policy in Emerging National Competition State: Case of Japan in Asia-Pacific Region*. Working Paper 61/2009, COMCAD - Center on Migration, Citizenship and Development. Bielefeld ([http://www.uni-bielefeld.de/tldr/ag\\_comcad/downloads/workingpaper\\_61\\_kuboyama.pdf](http://www.uni-bielefeld.de/tldr/ag_comcad/downloads/workingpaper_61_kuboyama.pdf))

- Genesis of State Immigration Control : Parliamentary Discourses on Polenpolitik in Prussian Germany and Chinese Exclusion Act in the USA in the Late Nineteenth Century, in: Alvarez-Benito, G, et.al ed. *International Conference on Political Discourse Strategies, Proceedings*, 2009, Seville, Spain: Mergablum, pp.81-100.
- 「ドイツにおける地方と地域の移民政策：中間団体の役割と統合政策から締め出される『グレーゾーン』の移民」庄司博史他編『移民とともに変わる地域と国家』、2009年、国立民族学博物館出版部、257-278頁 (<http://ir.mimpaku.ac.jp/dspace/handle/10502/4001>)



当財団では、第一線で活動される気鋭の執筆者に依頼し、時代を拓く提案、提言をニューズレターとして発信しています。ご意見をおよせください。

一般財団法人 未来を創る財団：[abrighterfuture@theoutlook-foundation.org](mailto:abrighterfuture@theoutlook-foundation.org)

<http://www.theoutlook-foundation.org>

© 2016 The Outlook Foundation. All rights reserved.